

我が国の大学と外国の大学間における  
ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等  
国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン  
(案)

平成26年 月 日

中央教育審議会  
大学分科会  
大学のグローバル化に関するワーキング・グループ

## 目 次

<b>第一章</b>	<b>総論</b> .....	1
1.	目的 .....	1
2.	基本的考え方 .....	1
3.	意義 .....	2
4.	定義 .....	3
<b>第二章</b>	<b>制度の概要</b> .....	6
1.	制度の基本的考え方 .....	6
2.	制度の仕組み .....	7
<b>第三章</b>	<b>実際のJDプログラム設置に当たっての留意点</b> .....	17
1.	基本的事項 .....	17
2.	プログラムの基本設計 .....	17
	学位のレベル・対象学問分野・名称，学位記，連携外国大学，協定，プログラム対象者の選定・選抜，学籍，規模	
3.	カリキュラムの設計・学位審査等 .....	20
	人材像，使用言語，教育の形態，卒業・修了要件，単位の修得，共同実施科目，成績評価，論文，学位審査，指導体制，教員，校地・校舎・施設・設備，学生の移動，学習環境	
4.	その他 .....	23
	学費・奨学金，セーフティネット，評価・質保証，社会における認知・評価	
<b>第四章</b>	<b>ダブル・ディグリー等共同教育プログラム</b> .....	25
1.	基本的考え方 .....	25
2.	運営に当たっての留意点 .....	26
	(1) 当初に確認すべき事項 .....	26
	(2) 共同の実施体制の整備 .....	26
	(3) カリキュラムの編成 .....	26
	(4) 学位審査 .....	27
	(5) 教育研究活動の評価 .....	27
	(6) 学生への支援 .....	28
	(7) 情報の公開 .....	28

## 参考資料

- 1) 図解1 国際連携教育課程（JD）制度について  
図解2 JDの想定運用パターン  
図解3 JDにおいて取得すべき単位について（共同実施科目取扱い）  
図解4 複数大学によるJD設置のパターン  
図解5 JD学位記のイメージ例
  
- 2) 諸外国のJDに関する扱い（国際共同学位に関する主要国への調査結果について）
  
- 3) ジョイント・ディグリーに関する各種提言
  
- 4) 第7期中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ 審議経過・委員名簿

# 第一章 総論

世界的なグローバル化の進展を背景に、高等教育においても、世界規模で国境を越えた学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般の国際化が年々加速しており、それに伴い、様々な共同の教育プログラムの取組が大学間で積極的に展開され始めている。我が国においても、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する教育研究の提供と人材の育成を視座として、高等教育の国際通用性を向上させ、ひいては国際競争力を強化することが不可欠である。このため、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある若者の外国留学を促進する仕組みとして、外国の大学との共同プログラムの開設や共同での学位授与など、質の保証を伴った魅力ある体制の整備が必要との議論が、これまで中央教育審議会を始めとしてなされてきたところである。

こうした認識の下、このたび、外国の大学と共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリー（以下「JD」という。）を実現するため、我が国の大学（短期大学を含む。以下同じ。）と外国の大学が共同で教育課程を編成する制度（以下「国際連携教育課程制度」という。）が、我が国の法体系の下で新たに施行された。本ガイドラインは、今後、大学がJDプログラムをはじめ国際共同学位等の教育連携体制の構築に当たり参照すべき指針として策定するものである。

## 1 目的

本ガイドラインは、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日教育再生実行会議）等を踏まえ、大学教育のグローバル化に関する課題として、ダブル・ディグリー（以下「DD」という。）に続いて、今後、我が国の大学が外国の大学と共同で単一の学位記を授与するJD等、我が国の大学と外国の大学間における組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、策定するものである。

なお、本ガイドラインについては、法的な拘束力を有するものではないが、今般のJD制度施行に当たり、実態のJDプログラム等の設計に当たっての拠りどころとなる留意点を示すとともに、設置審査の観点を検討する際の基礎的資料となることから、大学関係者においては、本ガイドラインを十分に踏まえてJDプログラム等の設計に当たることが期待される。

## 2 基本的考え方

異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、

1 国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、このことが各大学におけるプロ  
2 グラム形成の検討を困難とする一因となっている。一方で、各国・地域が学生の流  
3 動性の向上とともに、それぞれDDやJD等の共同学位プログラムの構築をはじめ  
4 とした取組を展開している。

5  
6 このような背景において、我が国にとって、我が国の大学と外国の大学との間に  
7 においてJDやDD等組織的・継続的な教育連携関係を構築することは、その活用  
8 により、我が国の大学がその教育の幅を広げ学生に異文化を経験させることができ  
9 等の効果を得られるのみならず、世界における地域連携を進める効果を得ることが  
10 可能となる。我が国の場合は、特にアジア圏における教育連携は、地理的近接性の  
11 利点も生かした高等教育交流の拡大のみならず、共同の教育プログラムへの取組に  
12 よる互恵的な関係を構築することを可能とし、地域の平和的繁栄のためにも極めて  
13 有効と考えられる。

14 特にJDは、1つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資  
15 源を活用することにより提供可能にするものであり、大学が単独に学位を授与する  
16 という段階から一步踏み出し、「国境を超えた集合体として」連携する大学が共同で  
17 学位を授与するという、グローバルな時代背景に適合した取組ということもできる。  
18 大学においては、個々の伝統や理念を踏まえ、独自の特徴を伸張させつつ国際展開  
19 を図るものとして、これら組織的・継続的な国際教育連携に積極的に取り組むこと  
20 が期待される。

21  
22 なお、大学には、JD又はDDのいずれかを実施するに当たっては、国際的評価  
23 や通用性など質の保証を明確に意識し、どちらを実施するか判断することが期待さ  
24 れる。

25 また、本ガイドラインの策定をもって、外国の学位制度に何ら影響を及ぼすもの  
26 ではない。

27 各大学においては、プログラムの形成に当たり、連携する外国の大学及び当該国  
28 のJDに関する制度等の状況を踏まえつつ、我が国の大学制度にかかわる部分につ  
29 いて、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の関係法令に抵触することの  
30 ないよう留意することが当然に求められる。このことは、外国に対する我が国の大  
31 学及び学位制度に対する信頼にも関わるものである。また、プログラムに基づき各  
32 大学が本来自ら実施すべき内容を十分に提供できない状況に陥らないようにするこ  
33 とも、当該プログラムの質を保証する上での当然の前提となる。

### 34 35 36 **3 意義**

37  
38 JD及びDDの意義については、大学の捉え方によって異なるが、我が国の大学  
39 が外国の大学とのJDを実現するに当たって、大学が一つの大学では提供できない、  
40 より高度で革新的な、あるいはより魅力的なプログラムを行うことにより、学生に  
41 質や付加価値の高い学修機会を与え、大学、国、企業・地域に意欲ある優秀な人材

1 獲得を可能とすることにある。

2

3

4 ◇ 学生にとっての意義

5 ①一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会の獲得

6 ②複数の国の高等教育機関等が共同で提供した教育プログラムを学修したこと  
7 による優位性の証明

8 ③労働市場や進学など国際的に評価されるキャリア形成

9 ④より短い期間、少ない経済的負担で複数の大学からの学位取得

10

11 ◇ 大学にとっての意義

12 ①海外におけるプレゼンスの強化・向上

13 ②大学がその質を保証する学位留学プログラムとしての位置付けが可能となる  
14 こと

15 ③外国の大学との国際教育連携を通じた教育内容の充実による国際競争力や魅  
16 力の向上

17 ④優秀な学生の計画的な受入れ・派遣を通じた国際的な視野を持つ人材の育成

18 ⑤外国大学との連携を深めることによる教員の意識改革や連携の強化をはじめ  
19 とした学内改革の契機

20

21 ◇ 国にとっての意義

22 ①高等教育における学びの機会を広げ、我が国の高等教育の外国展開等、国際交  
23 流の発展を促進

24 ②我が国の高等教育の国際通用性の向上に寄与

25 ③質保証システムの国際化の契機

26 ④組織的・計画的な人材交流による人的安全保障の戦略的強化

27

28 ◇ 社会（企業・地域等）にとっての意義

29 ①社会（企業・地域等）の必要とするグローバル人材の育成

30 ②外国大学の学位を併せもつ学生としてその能力の判定が容易

31 ③修了生が持つ我が国の大学と外国の大学を通じた人的ネットワークを獲得

32 ④J D・D Dの促進により大学のグルーピングが進み、ひいては国際展開に注力  
33 する大学が明確になることで、大学の特色を把握した上での採用活動が可能

34 ⑤我が国の大学だけでは得難い、外国大学での教育を通じた生活やインターンシ  
35 ュップの経験を、企業や地域の国際活動に即戦力として活用可能

36

37

#### 38 4 定義

39

40 本ガイドラインにおける主な用語の定義は以下のとおりとする。

1 なお、ここに示す定義については、我が国の法令の定めるところにおいて、日本  
2 の大学と外国の大学との間で実施されるものに限定し、外国の大学同士で行うJD  
3 等の定義について、ここでは踏み込まないこととする。

4 また、外国の大学と共同でプログラムを構築し、複数の大学が学位を授与する方  
5 策としては、ここに掲げた「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディグリー」の  
6 他に、例えば「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大  
7 学において用いられることがあるが、これらの用語の定義は本ガイドラインにおけ  
8 るJDまたはDDの定義のいずれかに包含されるものと考えられることから、ここ  
9 では仔細な分類は行わない。ただし、いずれの場合も同様に本ガイドラインにおけ  
10 る留意点を踏まえた取組が期待される（「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディ  
11 グリー」以外の用語を用いることを妨げるものではない）。なお、JD及びDDの定  
12 義については、他の類似の用語も含め、国内外において多様な使い方がなされてい  
13 ることに留意が必要である（参考資料4参照）。

#### 14 <ジョイント・ディグリー（JD）>

15 連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、  
16 当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。今般の大学設置基準  
17 等の改正により可能となるJDは、所定のプログラムの修了者に対し、連携する外  
18 国の大学との連名による学位の授与を認めることとするもの。（第二章以下では後者  
19 の定義による。）

#### 20 <ダブル・ディグリー（DD）>

21 複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログ  
22 ラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該  
23 学生に対し学位を授与するもの。

#### 24 <学位記（ディグリー）>

25 学生が、大学が編成する所定（法令が定める卒業要件を達成しうるもの）の教育  
26 課程を修了し、当該大学を卒業した際、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104  
27 条各項の規定に基づき当該大学が当該学生に学位を授与した事実を証明する文書。

#### 28 <履修証明（サティフィケート）>

29 大学が編成する特別の教育課程を修了した者（学生及び学生以外の者）に対し、  
30 修了の事実を証明するものとして、1つ又は複数の大学から交付される文書。

#### 31 <プログラム>

32 1つ又は複数の大学が、大学、学部及び学科、又は課程等の教育上の目的を達成  
33 するために必要な授業科目を自ら開設又は共同して開設し、体系的・計画的に編成  
34 された一連の教育課程であって、学生がその教育課程を適切に修了したことを厳正  
35 に評価し、もって学位の授与又は履修の証明をすることを目的とするもの。

1 <カリキュラム>

2 1つ又は複数のプログラムの実施に際し、それらを実現するものとして、1つ又  
3 は2つ以上の大学により提供される授業科目や研究指導等の体系。

4

5 <単位互換>

6 大学設置基準第28条等に基づき、大学（\*必要な授業科目を自ら開設しているこ  
7 とが前提）が、教育上有益と認める場合において、大学間の協議等において定める  
8 ところにより、学生が外国を含む他の大学において履修した授業科目について修得  
9 した単位を、一定の単位数を超えない範囲で当該大学における授業科目の単位に互  
10 換して、当該授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

11

12

## 第二章 制度の概要

### 1 制度の基本的考え方

J Dは、我が国の大学が外国の大学と共同で1つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、我が国の大学と外国の大学が共同して1枚の学位記を授与し、当該学位記には関係する大学の学長が連名するものである。この点に関し、これまでは、我が国の法の支配が及ばない外国の大学が、我が国の学位授与の一端を担うようになることに関して、質の保証の観点から抑制的に取り扱ってきたため、我が国においてはJ Dを認めてこなかった。この点に関しては、今回の国際連携教育課程制度に基づくJ D制度においても、引き続き「法の属地主義」に基づき、我が国の「法の支配」が及ばないような外国の大学（当該外国の法の支配下にある大学）に関して、我が国の学校教育法等に基づいた取扱いを行うことは適切ではないため、我が国の法令上の整理では、学校教育法等に基づいて、「我が国の大学が授与する学位」として整理され、その学位記に連携する外国の大学が連名することができることとする。その際、連携する外国の大学における教育活動の質の保証に関しては、連携大学間で協定を締結することを必須とし、さらに我が国の大学に国際連携教育課程（国際連携教育課程制度に基づき我が国の大学と外国の大学が共同で編成する教育課程をいう。以下同じ。）を実施するための国際連携学科・専攻の設置を義務付けることから、その大学間協定の内容及び質保証の仕組み等を、当該国際連携学科等の設置認可審査において併せて審査することとする。また、認可後は、認証評価やピア・レビューを行うこととして、その質の保証を確保することとしている。このように、外国の大学における教育活動に関して一定の質の保証を確保する仕組みを設けることで、これまでの抑制的な取扱いを改め、高等教育のグローバル化の進展の中、我が国の大学が積極的に外国の大学と連携できるよう、制度改正及び運用上の解釈の変更を行うこととしたものである。

なお、学生個人のレベルで見れば、既に単位互換制度が存在しており、一般的な学部の場合、124単位のうち60単位までは外国の大学で修得した単位を我が国の大学における授業科目の履修により修得した単位としてみなすことができる仕組みとなっており、当該制度を活用して我が国の大学の学位を授与することができることになっている。このため、これまでの単位互換制度の取扱いと今回のJ Dの仕組みとの違いは、これまで個別かつ事後的に認めてきた外国の大学での学修について、組織的かつ事前に我が国の大学の教育課程の中に組み込むとする点にある。

## 2 制度の仕組み

### (1) 学位の授与について

○ JDは、我が国の大学が外国の大学と共同で1つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、共同で学位審査を行い、共同で1枚の学位記を授与し、当該学位記に係る大学の学長が連名するものである。1つの教育課程を共同で編成し、1枚の学位記を共同で授与する点で、それぞれの大学がそれぞれに教育課程を編成し、それぞれで学位授与を行うDDの仕組みとは異なるものである。

DDとの比較において、JDが持つ優位性は、前者の仕組みが、我が国の大学及び外国の大学の2つ又はそれ以上の教育課程を修了し、2種類又はそれ以上の学位を取得するものである（\*ただし、単位互換を通じてある程度の省略化は可能）ため、学生にとっては時間的にも金銭的にも負担が大きいものとなるが、後者の仕組みが、1つの教育課程を修了し1つの学位を取得するものであるため、前者に比べて時間的にも金銭的にも負担が少なくなるものである。

○ JDの学位は、上述のとおり、その性格に関わらず、「法の属地主義」から、我が国の法の支配が及ばない外国の大学に関して、我が国の学校教育法等に基づいた学位の授与権を付与することは適切ではない（\*学校教育法第104条各項の規定により、我が国において学位が授与できる機関は、我が国の大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）のみである。）ため、今回の制度設計においても、学生が国際連携教育課程を修了した場合、学校教育法等に基づいて、我が国の大学から我が国の学位を授与されるものとして整理されることとなる。

○ この点に関し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）は、我が国の学位の授与権を有する我が国の大学と学位授与機構における学位についてのみ規定している省令である。当該省令においては、今回のJDと類似した仕組みとして、国内の共同教育課程制度に基づく学位授与について、共同教育課程を編成する我が国の大学が連名で学位授与を行うことを定めている（同省令第10条の2）が、これは、共同教育課程を編成する我が国の大学が、いずれも、もともと我が国の学位を授与することができる機関であるために可能な仕組みであった。

その一方、学校教育法においては、我が国の法の支配下でない外国の大学に対して我が国の大学の学位を授与することが認められていないため、「法律上位の原則」に基づき、同法の省令（=学位規則）において、外国の大学が我が国の学位を授与することができるように規定することは不適切であるため、今回のJDにおいては、学位規則上、あくまでも我が国の学位を授与する権限を有している我が国の大学が授与する学位として整理している。（\*この点について、仮に、外国の大学が我が国の学校教育法等の法令の規定に基づいて我が国の大学としての設置認可審査を受けて、我が国の学位授与を行うことを認可されるのであれば、それを拒むものではない。）

1 昨今の高等教育を取り巻く世界的なグローバル化の進展の中で、我が国の大学  
2 が外国の大学と連携して教育研究活動を行っていくに当たって、一定の質が保証  
3 されるのであれば、積極的に外国の大学と連携できるような仕組みとする必要が  
4 あることから、JDに係る学位授与の在り方については、既存の抑制的な取扱い  
5 を改め、運用上の解釈の変更を行った。その際、我が国の大学の学位記に記す内  
6 容については、従前各大学の裁量に任されていることから、国際連携教育課程制  
7 度の導入に伴う大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行通知等において、  
8 JDであって一定条件をクリアしたものについては、我が国の大学が授与する学  
9 位記に連携する外国の大学が連名することができる旨の運用上の取扱いの変更を  
10 示すことにより、両者の連名の形式での学位授与を公的に認めることとした。な  
11 お、当然にして、今回のJD制度における質の保証に係る一定の条件（国際連携  
12 学科等の設置や設置認可審査等）をクリアしていない大学は、従来と同様に外国  
13 の大学と連名で学位記を出すことはできない。

14  
15 ○ なお、学校教育法第4条第4項の規定に基づき、我が国の学位の分野等の取扱  
16 いについては、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省  
17 告示第39号）が存在し、当該告示において学位の分野が区分されている。その一  
18 方、外国の大学が授与する学位の分野については、学位の国際的通用性に鑑み、  
19 一定の共通性は認められると考えられるものの、各国の状況は様々であり、当該  
20 外国の学位の分野が我が国の学位の分野と完全に整合するものとは限らない状況  
21 にあることを踏まえる必要がある。このため、国際連携教育課程で行われる教育  
22 については、既存の設置認可を受けた我が国の学位の分野に収まらない可能性が  
23 あるため、学位の分野の変更に当たるものとして整理している。（\*これにより、  
24 国際連携学科等の設置は、届出設置制度を活用することはできず、全て設置認可  
25 審査の対象となる。）

26  
27 ○ JDの学位は、上記のとおり、我が国の大学と連携外国大学とが1つの教育課  
28 程を共同で編成し、その修了者に1枚の学位記を共同で授与するものであるため、  
29 当然に、両者の学位の種類は同一のものとして設計されている（例：我が国の学  
30 士に係る教育課程であれば、連携する外国大学の学士レベルの教育課程との共同  
31 でJDを設ける形となる。）。

32 ただし、専門職大学院については、連携外国大学が所属する当該外国において、  
33 我が国の専門職大学院制度と同様の仕組みがあるとは限らない。このため、上記  
34 の同一学位間でのJD及びこれを実現するための国際連携教育課程を設置する  
35 ことの例外として、大学院と専門職大学院については、同等レベルの学位に係る  
36 教育課程との連携を認める取扱いとしている（\*例えば、我が国の「修士（専門  
37 職）」や「教職修士（専門職）」については、連携先の「修士（専門職）」又は「教  
38 職修士（専門職）」相当の学位はもとより、当該学位と同等レベルの「修士」と  
39 のJDを可能とする。同様に、我が国の「修士」と連携先の「修士（専門職）」  
40 とのJDを可能とすることとする。なお、これらの場合であっても、我が国の大  
41 学が授与する学位の種類は、当該大学に認められたもの（前者であれば専門職学

1 位、後者であれば修士)であることから、この点について連携外国大学から事前  
2 に同意を得ておく必要がある。)

3 なお、仮に外国の大学からJDに関する申し入れがあった場合であって、当該  
4 外国の大学の学位に我が国の学位の種類いずれにも該当しないようなものが  
5 存在しており、そのようなものと我が国の大学とがJDを行おうとする場合には、  
6 事前に文部科学省に相談することとする。

## 7 8 (2) 国際連携学科等の必置について

9 ○ JD制度の創設に当たり、国際連携教育課程を運営する学内組織として、我が  
10 国の大学(短期大学を除く。)にあっては、既存の学部又は研究科を母体として、  
11 短期大学にあっては学科を母体として、新たな組織である国際連携学科又は専攻  
12 の設置を求めることとしている。これは、

13 ア：JDが外国の大学と連携して1つの教育課程を編成するものであることから、  
14 既存の学部等の教育課程とは異なるものであるとともに、当該課程の編成・実  
15 施に際して外国の大学との協議が必要となるなど、母体となる学部等内の協力  
16 を得つつも、独立した運営を確保し、機動的に対応する必要があること、

17 イ：外国の大学と連携して1つの教育課程を編成する場合において、外国の大学  
18 制度では、学位の分野が我が国と必ずしも整合するとは限らないことを踏まえ  
19 ると、既に認可を受けた学科等の中に各大学が任意で設置できる外国の大学と  
20 連携したコースの設定を認めることは、設置認可を通して各大学に委ねている  
21 範囲から大きく逸脱する懸念があり、設置認可の対象とすることが適当と認め  
22 られること、

23 などの理由からである。

24  
25 ○ JDの実施に当たっては、外国の大学との連携によって教育研究を行う点にお  
26 いて、その専門性(専攻)に応じて、既存の学部又は研究科若しくは短期大学を  
27 母体として、その教育資源を活用する形で、新たな「国際連携学科」・「国際連携  
28 専攻」を設置することとしている。

29 その際、母体となる組織における教育研究活動の円滑な実施に支障を生じさせ  
30 ないよう、国際連携学科等の収容定員は、母体となる学部等の収容定員の2割の  
31 範囲内において定めている。

32 そして、教育研究上支障が生じないことを条件に、母体となる学部等の教員、  
33 施設・設備等の活用・共用を認めることとし、その際母体となる学部等の教員は、  
34 国際連携学科の教員を「兼ねることができる」旨の特例規定を設けるとともに、  
35 施設・設備についても「共用することができる」旨の特例規定を設けることとして  
36 いる。

37 以上のことから、国際連携学科等は、学部等の母体となる組織「全体」が当該  
38 学科等となることは想定していない。国際連携学科等の設置は、母体となる組織  
39 との同時設置の可能性もありうるが、基本的には、国際的に大学間連携  
40 を目的とした少人数プログラムが多い実態を踏まえ、母体となる学部等の教員、  
41 施設・設備等の活用を前提に設置認可を行うことを想定している。

1  
2  
3 (3) 国際連携教育課程について

4 ○ JDを実施するためのカリキュラムとなる教育課程の編成に際しては、大学設  
5 置基準第19条第1項等において定める「必要な授業科目を自ら開設する」ことの  
6 例外として、国内の共同教育課程制度と同様に、我が国の大学と外国の大学が連  
7 携して1つの教育課程（国際連携教育課程）を編成することを認める特例を設け  
8 ている。一方、国際連携教育課程を編成する我が国の大学が責任をもって体系的  
9 な教育課程を編成することは必須であり、教育課程の編成の一部又は全部につい  
10 て、連携する外国の大学（以下「連携外国大学」という。）に委ねたままとするこ  
11 とはできず、当該教育課程の編成に当たっては、連携外国大学と必ず協議をして  
12 大学間協定を締結することとし、そのことは、国際連携教育課程を編成するた  
13 めの告示において協議すべき事項として規定している。

14 (注) 大学設置基準第19条第1項において、大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業  
15 科目（履修により各大学が定める卒業要件単位となる授業科目）について、一定水準以上の教  
16 育資源（必要な教員組織並びに施設及び設備等）を備え、当該大学の指導計画の下で、必要な  
17 授業科目を自ら開設することとなっている。この点について、学士課程においては、外国の大  
18 学等自大学以外の場所において修得した単位等合わせて60単位を学生が所属する大学におけ  
19 る授業科目の履修とみなすことができる仕組みがあるが、これらは、あくまでも「必要な授業  
20 科目を自ら開設すること」とした上で、学生が修得した外国の大学の単位等を自大学の授業科  
21 目において修得した単位に換算して自大学の授業科目の履修とみなすものであり、あらかじめ、  
22 既修得単位や外国大学等での修得単位等を前提として必要な授業科目の一部又は全部を開設  
23 しないような教育課程の編成は認められていない。

24 なお、上記の特例として、大学院においては、大学院設置基準第13条第2項に基づく研究  
25 指導委託制度が認められており、学外の高度な研究水準をもつ試験研究所等の施設・設備や人  
26 的資源を活用してそれらの機関に研究指導を委ねること（修士であれば1年、博士であれば全  
27 部が可能）が認められている。（\*連携大学院において教育研究方法の一つとして広く活用さ  
28 れている。）

29  
30 ○ また、今回のJDでは、連携外国大学が開設する授業科目の中で我が国の大学  
31 では開設できないようなものがあると考えられ、また、そうした科目を取り入れ  
32 て教育課程を編成することにより、我が国の大学単独や国内大学間の連携では生  
33 み出せないような新たな教育課程を提供することが期待されることから、連携外  
34 国大学が開設する授業科目を、あらかじめ自大学の授業科目とみなすことができ  
35 る特例を設けている（\*単位互換が、自大学で必要な授業科目を設定した上で、  
36 事後的かつ個別的に学生の学修成果に応じて自大学のものとみなすものであるの  
37 に対し、今回の特例は、「自ら必要な授業科目を開設すること」の特例として、事  
38 前かつ組織的に外国の大学の授業科目を自大学のものとみなすものである。）。

39 この場合の連携外国大学において履修する単位（4年制の一般の学部の場合31  
40 単位以上）の自大学の単位への換算については、外国の大学の1単位当たりの標  
41 準的な学修時間を、我が国の基準（1単位当たりの標準的な学修時間）に当ては

1 めて行うこととしている。

2 なお、この場合においても、国内の共同教育課程制度と同様に、共同で教育課  
3 程を編成する各大学において修得すべき最低単位数を定めることとしている。具  
4 体的には、我が国の大学においては、卒業要件単位数の半分以上を修得すること  
5 とし、連携外国大学においては、国内の共同教育課程制度における連携先大学に  
6 おける最低修得単位数と同程度の最低修得単位数を設定している（表1参照）。

7  
8 表1：最低修得単位数及び共同実施科目の上限単位数

		卒業要件 単位	JDの最低修得単位数		共同実施科目 【単位互換の 半分】
			日本	各連携外国 大学	
学士	一般	124単位 以上	62単位 以上	31単位以 上	30単位以下
	医学・歯 学	188単位 以上	94単位 以上	32単位以 上	30単位以下
	薬学(臨床に 係る実践的能 力を培うこと を主たる目的 とするもの)	186単位 以上	93単位 以上	31単位以 上	30単位以下
	獣医学	182単位 以上	91単位 以上	31単位以 上	30単位以下
短期大学士	修業年限 2年	62単位以 上	31単位 以上	10単位以 上	15単位以下
	修業年限 3年	93単位以 上	47単位 以上	20単位以 上	23単位以下
	修業年限 3年夜間	62単位以 上	31単位 以上	10単位以 上	15単位以下
修士・博士	一般	30単位以 上	15単位 以上	10単位以 上	5単位以下
専門職学位	一般	30単位以 上	15単位 以上	10単位以 上	7単位以下
	教職大学 院	45単位以 上	23単位 以上	7単位以上	45単位以上の 単位数の4分 の1以下

9  
10 ○ さらに、国際連携教育課程においては、我が国の大学と外国の大学とがそれぞ  
11 れの授業科目を持ち寄り教育課程を編成するのみならず、授業科目を共同で開設  
12 する場合も考えられるため、新たに「共同実施科目」の概念（\*我が国の大学と  
13 外国の大学とが共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理

1 等の質保証を行った上で、単位授与を行うもの。)を導入し、我が国の大学又は連  
2 携外国大学の単位数に、共同実施科目の履修により修得した単位を充てること  
3 ができる仕組みを設けることとした(\*その際、連携外国大学の最低修得単位数に  
4 は、当該共同実施科目の単位数は含まず二重に算定できないこととする)。

5 なお、共同実施科目の単位に係る学修時間数に関する関係大学間の取扱いにつ  
6 いては、大学設置基準第21条第2項各号の規定を下回らないようにしつつ、連携  
7 外国大学との間で協議して決めることとする。

#### 8 (4) 修了要件について

- 9 ○ JDは、我が国の大学と外国の大学とが共同で編成し実施する教育課程につ  
10 て、その修了者に対して連携大学が連名で学位を授与するものであるため、その  
11 修了に当たっては、学校教育法等に定める修業年限や修得すべき単位数等の修了  
12 要件を満たすほか、併せて連携外国大学における修了要件をも満たす必要がある。

13 また、授業科目の開設については、連携外国大学の授業科目を自大学の授業科  
14 目とみなすことができる特例措置を設けるが、連携する大学は、それぞれ必要な  
15 授業科目を開設する責任を負う必要があり、全部の授業科目について一方の大学  
16 の授業科目をもって足りるとするのではなく、国内の共同教育課程制度と同様に、  
17 それぞれの大学において必要な授業科目を設けるべく、それぞれ修得すべき最低  
18 単位数を定めることとしている。

19 その際、国際連携教育課程の修了者に対して授与される学位はあくまでも日本  
20 の学位であることに鑑み、我が国の大学においては、少なくとも半分以上の単位  
21 を修得することとし、連携外国大学においては、国内の共同教育課程制度を参考  
22 に、同制度と同程度の最低単位数の設定(学部は1学年相当分で設定されており、  
23 それ以外は学校種の性格に応じて設定)を行っている。

#### 24 (5) 学生の身分について

- 25 ○ 国内の共同教育課程制度の場合には、本籍となる1大学を決め、当該大学に形  
26 式上所属することとしているが、今回のJDの場合には、それとは異なり、国際  
27 連携学科等に所属する学生の身分は、DDの場合と同様に、我が国の大学と外国  
28 の大学との二重学籍となる。

29 また、学生の厚生補導や授業料等については、国際連携教育課程を編成する各  
30 大学の協議により定めることとなり、告示で定める大学間協定で締結すべき事項  
31 の1つとしている。

- 32  
33  
34 ○ 国際連携学科等の維持が相手国の状況(天災・騒乱、外国政府による我が国の  
35 大学の学問の自由への介入等)により困難となった場合には、学生の保護の観点  
36 から、国際連携学科等に所属する学生を、母体となる学部等に置かれる他の学科  
37 等に転じさせ、それまでの連携外国大学の授業科目の履修により修得した単位に  
38 ついては、単位互換制度により転じた先の学科等の単位として読み替えることと  
39 する旨の学内規定の整備が必要となると考えられる(\*共同実施科目については、  
40 我が国の大学で修得した単位として取り扱うことができるとしている)。なお、そ  
41 の場合、国際連携学科等で修得した単位の全てが転じた学科等において修得した

1 単位として換算できるわけではなく、当該転じた学科等の教育課程に照らして所  
2 要の換算の措置を講じる必要があることに留意する必要がある。

#### 3 4 (6) 入学者受入れ方針、入学資格及び入学者選抜

- 5 ○ J Dの学生については、二重学籍として、我が国の大学の学生であるとともに  
6 外国の大学の学生でもあることから、その入学資格については、学校教育法等で  
7 定める我が国の大学への入学資格を満たす必要があるとともに、併せて連携外国  
8 大学における入学資格についても満たす必要がある。

9 また、J Dの入試日程や入試科目等の入学者選抜の実施方法などの取扱いは、  
10 国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとし、また、我が国  
11 の「大学入学者選抜実施要綱」については、新たにJ Dに対応する規定を設ける  
12 こととしている。

#### 13 14 (7) 教員について

- 15 ○ 学科等については、①一定の専攻分野の教育研究を行う組織であるとともに、  
16 ②必要な教員組織や施設・設備等を有する組織であることが求められる。

17 その際、大学設置基準等の基準は、大学を設置する際の最低基準であることか  
18 ら、大学設置基準第13条に定める授業を担当する専任教員や大学院設置基準第9  
19 条で規定する数の研究指導教員などは、当該分野の学位を授与するに足る教育研  
20 究を行うために必要な最低限の組織を構成するために必要な教員数と考えられ、  
21 国際連携学科等においても、通常の他の学科等と同様に、法令上の必要専任教員  
22 数を求めることとしている。

- 23  
24 ○ その一方、J Dについては、国際的大学間連携を目的とした少人数の学生を対  
25 象としたプログラムが多い実態を踏まえ、母体となる学部等の教員、施設・設備  
26 等の活用を前提に、母体となる学部等の収容定員の内数として設置認可を行うこ  
27 ととするため、必要とする専任教員及び研究指導教員についても、母体となる学  
28 部等の教員が国際連携学科等の教員を「兼ねる」ことを認めることとしている。

29 ただし、国際連携教育課程の編成・実施のためには、外国の大学との調整等を  
30 専門に行う教員が必要として、国際連携学科等ごとに、他学科等と兼ねることを  
31 認めない1名の専任教員を追加することとしている。

#### 32 33 (8) 校地・校舎及び施設・設備等について

- 34 ○ 校地・校舎については、学部等ごとにその種類に応じて収容定員に基づき算定  
35 された校地・校舎面積を合計したものが当該大学に必要な校地・校舎に係る面積  
36 とされている。今回のJ Dについても、国際連携学科等が置かれる母体となる学  
37 部等に十分な教育資源があることを前提として、従来から大学設置基準において  
38 定める通りの学部等に必要な校地・校舎を求めることとしており、母体となる組  
39 織の内数であって、主となる学位の種類及び分野を変更するものではないことと  
40 するため、結果的に母体となる組織の校地・校舎の一部が振り分けられる形とな  
41 る。このため、当該施設及び設備を共用することを原則とし、教育研究上支障を

1 生じない限り、特別な施設及び設備を求めないこととしている。

- 2  
3 ○ 一方、JDでは外国の大学において一定期間にわたり授業科目を履修すること  
4 も想定されるため、我が国の大学における施設・設備だけでなく、連携外国大学  
5 における必要な施設及び設備を外国の大学と協力して教育研究に支障のないよう備  
6 えることも大学に求めている。

#### 7 8 (9) 外国大学との協議について

- 9 ○ 我が国の大学が国際連携教育課程を編成し、実施するために外国の大学と協議  
10 する事項については、国内の共同教育課程制度に準じて

- 11 ① 教育課程の編成に関する事項  
12 ② 教育組織の編成に関する事項  
13 ③ 学位の審査及び授与に関する事項  
14 ④ 入学者の募集及び選抜に関する事項  
15 ⑤ 学生の在籍の管理及び安全に関する事項  
16 ⑥ 学生の厚生補導に関する事項  
17 ⑦ 教職員の身分に関する事項  
18 ⑧ 教育研究活動の評価及び年次報告書の策定に関する事項

19 などを告示において定めている。

20 この点に関し、国内の共同教育課程制度においては、関係する大学がいずれも  
21 我が国の学校教育法等の法制下において質保証を行うことが可能であることから、  
22 法令において協議事項については特に定めず、各大学の裁量に委ねているが、今  
23 回のJD制度においては、連携外国大学が我が国の設置認可の対象とならず、連  
24 携外国大学との協議事項により質的担保を行わなくてはならないため、上記のよ  
25 うに、協議事項を特に告示において明示している。

#### 26 27 (10) 設置認可の考え方について

- 28 ○ JDの実施に際しては、教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、  
29 在籍管理等について、責任を持って管理・対応できる組織体制の整備が不可欠  
30 であり、国際的に通用する質保証が求められるものである。その質保証の仕組みは、  
31 各国の学校教育制度の中で様々であるが、我が国においては、自己点検評価等  
32 を通じた大学内部の質保証システムの他に設置認可審査及び認証評価等の大学外部  
33 の質保証の仕組みが存在する。

34 そのうち、設置認可審査については、学校教育法第4条第4項の規定に基づき、  
35 我が国の学位の分野等の取扱いについて、「学位の種類及び分野の変更等に関する  
36 基準」が存在するが、外国の大学が授与する学位の分野については、学位の国際  
37 的通用性に鑑み、一定の共通性は認められると考えられるものの、当該外国の学  
38 位の分野が我が国の学位の分野と完全に整合するものとは限らない状況にあるこ  
39 とから、国際連携学科等の設置に当たっては、母体組織の内数の範囲で行うにし  
40 ても、既存の設置認可を受けた我が国の学位の分野に収まらない可能性があるた  
41 め、届出設置制度ではなく設置認可審査の対象としている。

1 この点について、留意が必要なのは、今回のJDでは、「学位の分野の変更」と  
2 して整理する一方、我が国の大学が出す学位の主となる種類及び分野の変更はし  
3 ないもの（母体となる組織の一部を活用するため、その教育環境が大きく変更し  
4 ない範囲内での学科等の設置を認めるもの）であれば、その範囲内において、一  
5 部の授業科目について、異なる学位の分野の授業科目を受講するものとなること  
6 はあり得る。

7  
8 ○ また、設置認可審査においては、我が国の大学が大学設置基準等に基づき、適  
9 切な教育研究水準に達しているか審査するものであり、我が国の学校教育法等の  
10 対象外となる連携外国大学については、同法等に基づく設置認可の対象とはなら  
11 ないが、連携して教育課程を編成することを踏まえ、新たに告示において定める  
12 大学間協定が適切に定められているかを確認すること等により、連携外国大学に  
13 おける教育研究の質について実質的に一定の担保を行うこととしている。

14  
15 ○ なお、各大学で構想されているJDについては、国際連携学科等が置かれる学  
16 部等で運営されている既存の教育課程を基本として、外国大学と連携して比較的  
17 少人数の学生を対象として実施するプログラムであることから、機動的な設置認  
18 可を行うため、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に特別な審査機関を設  
19 け、適切な設置認可の方法等について審議することとしている。

#### 21 (11) 国際連携教育課程に係る特例の対象となる学校種等について

22 ○ 国際連携教育課程を編成・実施することができる学校種は、大学の学部及び研  
23 究科、短期大学の学科並びに専門職大学院の研究科とする。（ただし、法科大学院  
24 及び通信教育を除く。）

25  
26 ○ 法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院については、現在、  
27 政府において法科大学院を中核的な教育機関とする法曹養成全体の在り方に関し  
28 抜本的な見直しの議論が進められていることを踏まえて慎重に検討する必要がある。  
29 このため、将来的な国際連携教育課程の実施を想定しつつも、JDの最低取  
30 得単位数など詳細な仕組みについてはなお、司法試験制度を所管する法務省等関  
31 係機関との調整が必要となることから、今回の導入については見送ることとする。

32  
33 ○ また、通信教育については、国内の共同教育課程制度においても、通学制での  
34 活用状況等を見極めて通信教育での導入の可否について慎重に検討すべきとして  
35 導入を見送っている状況であり、国際連携教育課程についても、まずは国内の共  
36 同教育課程制度における通信教育の導入の検討を待って判断する必要があるため、  
37 対象外とする。

38  
39 ○ さらに、大学の当該学問に係る正規の課程の修了のみが国家試験受験資格取得  
40 の要件となっている分野（医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の養成に係る分野）  
41 については、それぞれの分野における専門人材の要請の在り方を踏まえて慎重に

1 検討する必要がある、また、国家資格の取得と教育課程が密接不可分であること  
2 から、資格の要件とも調整が必要となる。このため、当該分野については、今後  
3 他分野で創設される J D の運用状況も踏まえ検討を行うことができるよう、大学  
4 設置基準の本則において制度的な措置を行う一方で、これら分野であって、国家  
5 試験受験資格の取得要件となっている課程については、附則において、「当分の間」、  
6 制度の対象から除くこととする。

7  
8 ○ 一方、教職大学院については、教員養成を目的とするものの、グローバル化に  
9 対応した教員の養成が明確かつ緊急に求められており、また、教員免許資格との  
10 調整も可能であることから、必要な規定を整備し、J D を可能としている。

11  
12 ○ 国内の共同教育課程を実施する大学が、併せて国際連携教育課程を実施するこ  
13 とについては、特例の上に特例を重ねることとなる。また、国内の共同教育課程  
14 は、平成 25 年 5 月現在において、4 共同学科及び 6 共同専攻しか設置されていな  
15 い状況であるとともに、導入促進のために国際連携教育課程の導入状況を踏まえ  
16 た制度見直しも考えられる。このため、今回の大学設置基準等の改正においては、  
17 国内の共同教育課程を実施する大学による国際連携教育課程の実施を認めないこ  
18 ととする。

19  
20 ○ 株式会社立大学については、学校教育法の特例として、構造改革特区法によっ  
21 て、国・地方公共団体・学校法人の他に、株式会社も大学を設けることができる  
22 仕組みの中で設けられたものであるが、それ以外の学校教育法の規定及び大学設  
23 置基準等において、国公立の大学と何ら変わらない扱いをしているため、今回  
24 の国際連携教育課程の導入においても導入を認めることとしている。

25  
26 ○ なお、高等専門学校や大学の別科又は専攻科などの非学位の教育課程を実施す  
27 るものと外国大学との連携の在り方については、もとより学位に関わらないこと  
28 であるので、今回の J D の対象とはならず、J D とは別に議論を行う必要がある。

## 第三章 実際のJDプログラム設置に当たっての留意点

国際連携教育課程は、我が国の大学と外国の大学とが共同して実施する教育プログラムであるが、法の「属地主義」の観点から、我が国の法令上の整理では、その法の支配が及ぶ範囲内でしか規定できないため、JDプログラムの一側面を示すにすぎない。このため、このガイドラインを通じて、JDプログラムの全体像を示すとともに、我が国の法令上の規定では示し得ない部分に係る留意点を示すこととしている。

なお、我が国の大学において国際連携教育課程を編成・実施し、JDを実施する場合には、国際連携学科等の設置を必要としているところであるが、連携外国大学との間で実際に行われる協議の実態は、「教育プログラム」として進められることが想定されることから、ここでは「JDプログラム」という表記を用いることとする。

### 1 基本的事項

- ✓ 我が国の1つの大学又は外国の1つの大学だけでは提供できない学術プログラムを、我が国の大学及び外国の大学が連携・協力し、双方の教育資源を相互に活用することにより、提供可能にするものであること
- ✓ 当該プログラムは、連携する我が国の大学と外国の大学とが共同して開発し、実施するものであること
- ✓ 当該プログラムをどのように編成するかについては、我が国の制度の範囲内で規定するもののほか、連携外国大学及び相手国の制度によって多様な形態・要件を要し得ること

### 2 プログラムの基本設計

#### ◇ 学位のレベル、対象学問分野、名称

我が国の大学及び外国の大学が連携しつつ、それぞれの教育理念や体制に基づき編成するJDプログラムについて、以下のような点について、誤解を与えないよう明確なものとする。

- ① 我が国の大学と外国の大学とのJDであることが明確な名称となっていること。その際、学位記の様式や記載言語等、関係国の国内において社会的通用性があるとともに、国際的にも通用性があるものとなっていること。
- ② 提供する学位レベル(学士、修士、博士)が明確となっていること。また、短期大学士、修士(専門職)及び教職修士(専門職)については、必ずしも世界各国において共通の学位があるとは限らないことから、学士・修士・博士のどのレベルの学位に相当するのかについて明示すること。

1 ③ 授与する学位の専攻分野が明確かつ適切なものとなっていること。

2  
3 ◇ 学位記

- 4 ① 我が国の大学と外国の大学とが連名で一つの学位を授与することについて、双方の大学内の意志決定及び学内規則の整備が行われていること。
- 5  
6 ② 学位記の発行手続については、JDは一枚の学位記を共同で発行するものであることから、学生に実際に学位記を手交するのがどちらの大学となるのか等、事前に一定のルールを定める等留意すること。
- 7  
8  
9 ③ 学位記に使用する言語は、日本語での表記は必須とする。その上で、日本語のみとするか、連携外国大学が所在する国の公用語を併記するか、又は国際的通用性のある第三国の言語を併記するかについては、協定によって定めることとすること。また、必要に応じて多言語併記もあり得ること

10  
11  
12  
13  
14  
15 ◇ 連携外国大学

- 16 ① 連携外国大学が所属する国において、他国の大学とのJDの実施を公的に認める仕組みがあること。
- 17  
18 ② 連携外国大学が、当該国の正規の学校教育制度の中に位置付けられた、我が国の大学相当の高等教育機関であって、当該国において必要となる公的な質の保証（\*認証評価等）を受けている機関であること。
- 19  
20  
21 ③ 連携外国大学が、当該国のJD制度の中でJDを実施することを認められていること。
- 22  
23 ④ 連携外国大学が、開設するJDと同レベルの学位につき有効な学位授与権を有し、かつそのレベルの学位授与の実績があること。
- 24  
25 ⑤ 連携するに当たり十分な教育資源（職位資格と適切な専門性を有する教員、必要となる校地・校舎・施設・設備等）を有している機関であること。
- 26  
27 ※ 連携する外国大学について、当該大学が所在する国において質保証制度が  
28 確立されておらず、例えばUNESCO「高等教育機関に関する情報ポータル」  
29 (<http://www.unesco.org/new/en/education/resources/unesco-portal-to-recognized-higher-education-institutions>) 等にも正規の大学等として認められている情報として掲載されていない場合は、予め文部科学省に相談すること。

30  
31  
32  
33  
34 ◇ 協定

35 連携外国大学との間で安定的かつ継続的な教育連携を確保するため、あらかじめ、責任ある意思決定権者間による協定等により必要な事項を取り決めていること。

- 36  
37  
38 ① 大学運営の責任者の名義等により、プログラムの運営方針について、詳細にわたり協定等により取り決めていること。

39  
40 例) 大学ごとのJDプログラムの対象となる学生数、プログラムの責任の所在、入学者・進学者選抜方法、教員の所属及び配置、学生の学籍上

41

1                   の身分取扱い及び福利厚生，教育研究の内容・方法，業務運営，経費  
2                   の配分，学生に対する責任，授業料等の取扱い，知的財産権の扱い，  
3                   プログラム終了（廃止）時の手続（学生がいる期間の経過措置及び廃  
4                   止後の学籍簿の取扱いを含む），その他プログラムの編成及び実施のた  
5                   めに必要な運営方針等

- 6                   ② 協定等を設ける際は，それぞれの大学が協定を通じてどのような連携活動  
7                   を展開しようとしているのかについて，その意思について十分に確認して  
8                   いること。（例：了解を得ずに各大学が自らの大学の学生に学位を授与す  
9                   るといった，質の保証の観点から適切に責任を果たすことが困難な事態に  
10                   なることのないよう留意しているか。）  
11                   ③ 双方の教育資源の実際の活用が，十分に確保されたプログラムとなってい  
12                   ること。  
13                   ④ 協定に基づき各大学との調整や重要事項について協議を行うため，権限を  
14                   有する者あるいは当該権限を有する者から必要な権限を委ねられている  
15                   者により構成される協議会等を設け，定期的に開催することになっているこ  
16                   と。

#### 17 18 ◇ プログラム対象者の選定，選抜等

- 19                   ① 入学者・進学者選抜方法について大学間協定において決定していること。  
20                   基本的には，我が国の大学と連携外国大学が双方受け入れる学生について  
21                   合意して受け入れるべきであることから，共同で実施することが望ましい。  
22                   なお，それぞれ別途実施する場合や，共同で実施することとの組み合わせ  
23                   等の場合等も含め，どのように行うか，選抜から承認まで一連の手続につ  
24                   いて事前に連携外国大学と詳細を取り決めていること。  
25                   ② 当該プログラムへの学生の募集に当たっては，取得する学位，卒業要件，  
26                   教育内容や方法，タイムスケジュールや費用，学修ワークロード，奨学金  
27                   や福利厚生等の学生支援等について十分な情報を事前に周知し，疑義の生  
28                   じないように配慮していること。  
29                   ③ 当該プログラムへの学生の入学に当たっては，それぞれの国の学校教育制  
30                   度の中における入学資格の違いに留意し，当該制度の範囲内で適切に対処  
31                   すること（例：連携外国大学が所在する国の法制度上，我が国の大学への  
32                   入学資格に満たない資格で当該国の大学への入学を認めている場合，我が  
33                   国の大学においては，我が国の大学入学資格を満たすまでの間は，J D プ  
34                   ログラムへの正規の課程に入学させることができないこと）。

#### 35 36 ◇ 学籍

37                   我が国の大学と連携外国大学の両方の学籍を有することになるため，学生  
38                   に対する責任等につき，それぞれの大学において適切に学籍管理がなされる  
39                   など，遺漏がないよう適切に処理していること（例：プログラム廃止後の学  
40                   籍簿の取扱いについて事前に決定しておくこと）。

1       ◇ 規模

2           プログラムの実施規模が、双方の大学及び関係組織にとって、運営可能で  
3           あり、かつ、適切な範囲のものであること（例：どの程度の学生数で当該プ  
4           ログラムを運営するのか、その際、当該プログラムの運営により既存の教育  
5           研究体制に与える影響等を考慮しているか）。

6  
7       **3 カリキュラムの設計・学位審査等**

8  
9       ◇ 人材像

10           育成すべき人材像が明確となっており、我が国の大学と連携外国大学の双  
11           方の関係者間で十分に共有されていること。

12  
13      ◇ 使用言語

14           カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、

- 15           ① 我が国の大学と連携外国大学の双方において、国際的通用性のある言語  
16           （英語等）など共通言語による課程や授業を提供するなどの工夫が講じら  
17           れていること。  
18           ② 各大学においてそれぞれの言語で教育が提供される場合は、学生の円滑な  
19           学習が確保されるよう、言語教育課程の充実等が十分な支援体制が構築さ  
20           れていること。

21  
22      ◇ 教育の形態

23           教育を提供する形態について、我が国及び連携外国大学の属する国の法令に  
24           基づき、予め連携外国大学と協議して取り決めておくこと。

25           例) 双方の大学においてそれぞれ開設する科目を履修、オンラインで一部の  
26           科目を留学を伴わずに履修、連携外国大学の教員が一定期間滞在し担当  
27           する一部の授業を履修 等

28  
29      ◇ 卒業・修了要件

30           我が国の大学と連携外国大学とにおいて、それぞれの学位プログラムの卒  
31           業又は修了の要件を満たすとともに、JDプログラムとしての要件を満たす  
32           必要があること。

- 33           ① 【単位・修業年限】 それぞれの大学において卒業又は修了の要件とされて  
34           いる修得すべき単位数（例えば、我が国の学部の場合は124単位）  
35           及び修業年限（例えば、我が国の学部の場合は4年以上）とともに、  
36           JDプログラムとしての要件（例えば、学部の場合は我が国の大学  
37           で62単位以上、連携外国大学で31単位以上）を満たすこと。  
38           ② 【論文】 それぞれの大学において修了要件として作成しなければならない  
39           論文（我が国の場合は博士課程及び修士課程（特定課題研究でよい  
40           場合を除く。）で必要）について、審査及び試験に合格すること。  
41           論文指導は共同で行うことが想定される。

1  
2 ◇ 単位の修得

- 3 ① カリキュラムの編成の際、連携外国大学の単位制度（授業時間を含めた学  
4 習量や単位の認定方法等）について確認するとともに、学位取得に向けた  
5 タイムスケジュール、履修の順序やアカデミックカレンダーの相違等につ  
6 いて十分に確認していること。  
7 ② コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるプログラムの構  
8 成に留意していること。連携外国大学において修得した単位を共同のもの  
9 として我が国の大学の単位に認定することについては、当該連携外国大学  
10 の1単位あたりの標準的な学修時間を、我が国の1単位あたりの標準的な  
11 学修時間に当てはめて行うこと。

12  
13 ◇ 共同実施科目

- 14 ① 共同実施科目は、大学設置基準第19条第1項の規定（必要な授業科目を  
15 自ら開設すること）に関わらず、JDプログラムにおいてのみ適用される  
16 我が国の大学と連携外国大学とが共同で開設・実施する特例的な授業科目  
17 であるため、どちらかが既に開設・実施している授業科目を自らの授業科  
18 目とみなすような仕組みとはならないようにすること。  
19 ② 共同実施科目の開設に当たっては、事前に関係する大学間で、教育内容・  
20 方法・使用教材・成績評価方法・実施に要する経費負担等について合意す  
21 るとともに、適切に役割分担をしていること。

22 【共同実施科目を作るに当たっての取組例】

23 授業形式（講義／演習）、シラバスや単位数の共同決定、成績判定のベース  
24 となる評価のガイドライン（絶対／相対評価等）の策定、チーム・ティー  
25 チング 等

26  
27 ◇ 成績評価

- 28 ① カリキュラムの国際通用性の観点から、学位を取得するに当たり達成すべ  
29 き能力基準を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員  
30 間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価を行える  
31 よう留意していること。  
32 ② 成績評価の観点及び基準等については、それぞれの大学の関係者間で事前  
33 に協議し、合意していること。

34  
35 ◇ 論文

36 論文指導における我が国の大学と連携外国大学による共同指導の在り方な  
37 ど、連携外国大学及び当該国の制度や実情も踏まえつつ、質の保証が適切に  
38 図られるよう、十分に検討していること。

39  
40 ◇ 学位審査

- 41 ① 連携外国大学と十分に協議をした上で、共同で学位を審査する際の基準を

1 設ける等により、適切な学位審査が確保されていること。

- 2 ② 学位審査を行う教員の資格及び専門性については、連携外国大学が所在す  
3 る国の教員資格が、必ずしも我が国の教員資格と同じであるとは限らない  
4 ことから、審査員となる教員のレベルの同等性が確保されていること。

5  
6 **◇ 指導体制**

7 十分な学生指導体制を確保していること。

- 8 ① 特に、構成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学位に責任を  
9 持つ全ての大学の教員から学生が研究指導を受けることができるよう、研  
10 究指導教員については、それぞれの学生について学位に責任を持つ全ての  
11 大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な措置をしてい  
12 ること。  
13 ② 連携外国大学においても、我が国の大学の教員の指導をオンラインで受け  
14 られる等の工夫を講じることとしていること。

15  
16 **◇ 教員**

- 17 ① 我が国の大学で J D プログラムを展開する国際連携教育課程を編成する  
18 国際連携学科等に、大学設置基準等において必要とされる専任教員が基準  
19 数以上配置されていること。その場合において、国際連携学科等が母体と  
20 する学部等の他の学科等の教員が、国際連携学科等の教員を兼ねることが  
21 できること。ただし、専任教員のうち 1 名については、他学科等の教員と  
22 兼ねることができないこと。当該 1 名の専任教員は、自らの教育研究活動  
23 の遂行の他、連携外国大学との調整等を専属に行うこと。  
24 ② それぞれの大学の教員は、あくまで雇用関係がある大学に帰属する教員と  
25 して位置付けられ、J D プログラムに参加することがあっても、必ずしも、  
26 どちらかの大学に兼任することを求めるものではないこと。（\*今回の J  
27 D プログラムの実施に当たって、法令上、我が国の大学との雇用関係を持  
28 つことは求めない。）

29  
30 **◇ 校地・校舎・施設・設備等**

31 J D プログラムに係る校地・校舎・施設・設備等については、学内の施設・  
32 設備等を共用することが可能であるが、J D プログラムの円滑な実施に支障  
33 が生じないものであるとともに、既存の学科等の教育研究活動に支障を生じ  
34 させるものではないこと。

35  
36 **◇ 学生の移動等（留学・在学期間）**

37 J D は、原則として、連携する双方の大学に学生が一定期間滞在し教育機  
38 会を得ることを伴うものであるべきことから、これら教育機会が確実に確保  
39 されていること。

- 40 ① それぞれの大学において一定期間まとめて授業を受けることができるよ  
41 うなカリキュラム編成などになっていること。

- 1 ② 国内と外国の大学の間を移動することに伴う学生の負担を、可能な限り軽減  
2 減するものとなっていること。  
3 ③ 学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負  
4 担を生じさせることのないよう配慮していること。  
5 ④ それぞれの大学から参加する学生数について、偏りを避けバランスの取れ  
6 たモービリティが、可能な限り確保されていること。

#### 7 8 ◇ 学習環境

9 全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係する全ての大学と十  
10 分検討していること。

### 11 12 13 4 その他

#### 14 15 ◇ 学費・奨学金等

- 16 ① 複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、価値  
17 の対価として過度な授業料等の負担がないよう学生の便益に配慮がなさ  
18 れていること（\*例：授業料を重複して徴収する等のことがないこと）。  
19 ② 双方の大学の学生間で公平が図られるよう、留意していること。  
20 ③ 学生の留学に伴う経済的負担について、相応に配慮されていること（\*特  
21 別な経済的支援等）。  
22 ④ その他、学生の福利厚生について、適切な配慮がなされていること。

#### 23 24 ◇ セーフティーネット

25 何らかの事情で学生が履修を断念した場合や、プログラムの修了要件を満  
26 たさなかった場合、さらにはいずれかの大学がプログラムの継続が困難とな  
27 った場合（天災や騒乱等）等の対応について、例えば、当該大学の責任の下  
28 に、他学科・専攻等への転籍や既修得単位の読み替え、又は補完的に授業科  
29 目を提供することができるようにしておくなど、あらかじめ必要な対処方針  
30 や方策が定められていること。

#### 31 32 ◇ 評価・質保証

33 JDプログラムの実践においては、学位の質保証を確実に行うことが重要  
34 であり、各大学は、それぞれのプログラムが、1つの大学で授与される1つ  
35 の学位と比較して付加される価値を明確にし、当該プログラムを修了した学  
36 生が修得する能力等を学生のみならず社会に対して説明する責任をもつこと。  
37 このため、学生が当該プログラムを修了した際に、その質に疑義が生じるよ  
38 うなことは厳に避けなければならないこと。

- 39 ① プログラムを開設した場合、速やかにその内容に関する情報を、学生及び  
40 社会に対し公表すること。また、外国に対しても情報を発信すること。  
41 ② 常設の運営委員会等で、随時連携外国大学と協議を行うこととしているこ

1 と。

2 具体的には、JDプログラムを実施する我が国の大学において、JDプ  
3 ログラムを共同で実施する連携外国大学とともに、学内に常設の委員会等  
4 を設置し、プログラムの質保証を行うこととしていること。

5 当該常設委員会等の委員には、当該学問分野、あるいは隣接・関連する  
6 分野において、博士課程を持ち博士学位授与の実績のある我が国の大学の  
7 教授を含めていること。

8 ③ 認証評価の際の自己点検評価に、JDプログラムについて盛り込んでいる  
9 こと。

10 ④ 連携外国大学の公的質保証が確実になされていることを重ねて確認する  
11 意味で、JDのカリキュラムの編成に当たり、連携外国大学がどのような  
12 分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認している  
13 こと。

14  
15 ※ JDの質保証については、積極的に取り組む我が国の大学が、主体的に相互  
16 に情報を共有し、ピア・レビュー等による質保証を行うことが、我が国の高  
17 等教育機関が実施するJDの質保証を維持し、また外国からも信頼を勝ち得  
18 る意味で極めて重要であり、強く期待される。なお、通常の大学教員等で行  
19 われるピア・レビューではなく、質保証に関する有識者、企業、研究所、外  
20 国の大学等の関係者が参加するレビューであることが望ましい。また、大学  
21 等において発行されるジャーナルにおいて、ピア・レビューができるような  
22 仕組みを構築することも検討に値する。

#### 23 24 ◇ 社会における認知・評価

25 学生本位の視点に立ち、JDが就職先となる企業等社会的に認知されかつ評  
26 価されることは極めて重要との観点から、JDプログラムの有為性等について  
27 社会に対し広く広報・説明し周知を図っていること。

## 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

## 第四章 ダブル・ディグリー等共同教育プログラム

DDについては、これまで、平成22年5月に策定された「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会 大学グローバル化検討WG）」において、その運用に当たっての指針が示されてきたところであるが、今般、新たにJDについて制度改正がなされたことを受け、当該ガイドラインを廃止することとする。

一方で、JDとの関係性を精査した上でも、当該ガイドラインにおける記述の内、引き続き参照すべき部分については、改めて本章に記載する。

なお、DDについては従前通り設置認可を要さないこととなるが、大学においては、DDの実施が当該大学単独にとどまらず我が国の大学の学位全般に係る信頼性に影響を及ぼすものであることを十分に意識した上で、その教育の質の維持・向上を図るべきであることは言を俟たない。

加えて、JDについて本ガイドラインで示す留意点についても、DDプログラムの設計・運営に当たっての参考とすることが期待される。

### 1 基本的考え方

DDについては、複数の大学がそれぞれに特定の学問分野でそれぞれの学位を授与するものであるが、学生が1つの大学に在籍して学位を得てさらに別の大学に在籍して学位を得ることに比べ、単なる単位互換協定からより一歩進んだ形の協定締結などを通じた連携を図ることにより、期間と学修量を多少緩和して2つの学位を得ることができるものである。

(\*DDの場合は、実施主体が複数あり、その実施主体のどちらもが、単独でも学位を授与することができる。それぞれの大学のカリキュラムが存在した上で、他大学と共同し、相互に学位を出すことができる共通のプログラムを設定する。最大ワークロードは通常の学位取得の2倍となるが、多くの場合、単位互換協定の締結等を併せ実施するため、実際は2.0以下のワークロードとなる。)

JDとDDの関係性については、多様な考え方がある。JDをDDの発展型として捉える考え方もある一方、それぞれ目的が異なるプログラムという考え方もある。これらは、あくまでもプログラムを設計する大学の考え方によることとなることから、大学においては、予め何を目的として共同学位プログラムを構築するのか、綿密な計画性を持って取り組むことが必要となる。

また、連携先の大学が属する各国の制度等により、共同プログラムの開設方法がJDあるいはDDのどちらかに限定されるケースも考えうることに留意すべきある。

## 2 運営に当たっての留意点

### (1) 当初に確認すべき事項

第一に、関係大学となる外国の大学について、当該国や地域における公的な質保証システムにおける認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのア Kredィテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けているか確認すること。

その上で、関係大学と教育連携関係を構築する意義や、参加する学生数の見込み、教員の配置等について、学内で十分検討し、学内における組織的・継続的な教育連携関係の構築にかかる基本方針を明らかにし、関係者の共通理解を得ること。その際、当該教育連携関係を通じて関係大学より取得可能な学位等の位置づけ（正規の学位であるか、学位とは別の証明書であるか、等）について、十分に確認すること。

さらに、形成するプログラムのうち我が国の大学がかかわる部分について、我が国の大学設置基準等の関係法令と抵触することがないか、十分に確認すること。

### (2) 共同の実施体制の整備

第一に、関係大学との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ関係大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、大学ごとの対象人数、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、プログラムの終了時の際の手續その他プログラムの形成及び実施のために必要な基本的な方針について協定等により取決めを設けること。協定等を設ける際は、各関係大学が協定を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのか、その意志について十分に確認すること。これにより、例えば了解を得ずに関係大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった、適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意すること。

また、協定に基づき関係大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的を開催すること。さらに、プログラムを組織的かつ継続的に運営するため、各関係大学において窓口となる担当部署を設定し、情報の共有や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など、組織的な教育連携を図るよう留意すること。

### (3) カリキュラムの編成

第一に、カリキュラムの編成に当たり、関係大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認すること。

次に、カリキュラムの編成の際には、関係大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケールや履修の順序、単位互換の手續、アカデミックカレンダーの相違、履修すべき科目と学生が選択可能な科目の整理等について十分に確認し、学

1 生の履修に支障がないようにすること。また、コースワークを重視し、授業内容  
2 を反映した科目名によるカリキュラムの構成に留意するとともに、関係大学にお  
3 ける単位制度も踏まえつつ、単位の実質化を軽視することのないよう、厳密に確  
4 認すること。その際、単位互換の枠組については、既に国際的に実施されている  
5 枠組の活用も考えられること。

6 また、魅力あるプログラムを形成するとともに、カリキュラムの調整や交流の  
7 促進が円滑に行われるよう、双方の大学が英語等による授業や課程を提供するな  
8 どの工夫を図ること。さらに、教育内容の質を保証するとともに、学生の負担を  
9 減らす観点から、担当教員が双方の大学に出向いて共同指導を行う等工夫するこ  
10 と。

11 その上で、カリキュラムを充実するとともに、その可視化を図る観点から、関  
12 係大学間の議論や対話を通じて学位を取得するにあたり達成すべき能力を明確に  
13 するとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透  
14 明性、客観性の高い、厳格な成績評価が行われるよう留意すること。

15 なお、形成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学生が全ての関係  
16 大学の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、  
17 それぞれの学生について全ての関係大学から教員を主担当又は副担当として定め  
18 るなど、適切な管理を行うこと。

#### 19 20 (4) 学位審査

21 学位審査については、各大学において適切に行われることを前提としつつ、例  
22 えば論文の提出が求められる場合、各関係大学に提出する論文の数や内容、トピ  
23 ックの選択、使用言語、論文受理の要件、論文審査のタイムスケジュールや審査  
24 体制、論文指導における関係大学による共同指導の在り方などにつき、相手大学  
25 の制度や実情も踏まえつつ、十分に検討すること。学位審査に当たり、関係大学  
26 と十分に協議し、適切に行うこと。また、各国の学位制度や適切な質の保証を踏  
27 まえつつ、例えば我が国の修士課程において、論文の提出に代えて特定課題につ  
28 いての研究成果の提出を求めるなどの対応も考えられること。なお、一つの論文  
29 で複数の大学においてそれぞれ学位を取得可能とするプログラムについては、質  
30 の保証の観点から疑念を持たれないよう、引き続き慎重な検討が必要である。そ  
31 の際、修士課程・博士課程における学位審査については、学位審査委員会に関係  
32 大学の教員を構成員として加えることが考えられるが、その場合は、学位規則第  
33 5条の協力者とするなどの対応をとること。

34 なお、学位記の発行に際しては、当該プログラムの概要や、その履修を通じて  
35 得られる能力等に関する情報を記載した資料（例えば、アカデミック・ポートフ  
36 ォリオや欧州におけるディプロマ・サプリメント等）の文書を学位記に添付する  
37 ことが望ましい。

#### 38 39 (5) 教育研究活動の評価

40 プログラムにかかる教育研究活動の評価については、各大学の自己点検・評価、  
41 認証評価など大学単位で実施する際、あるいは専門職大学院において課程単位で

1 その教育研究活動の状況について認証評価を受ける際に、当該プログラムの状況  
2 についても適切に評価を受けること。

#### 3 4 (6) 学生への支援

5 新入学生のみを対象とするコースや、入学後に希望する学生が応募可能なコース  
6 等を設けることが考えられるが、いずれの場合においても、当該プログラムを  
7 選択する学生の募集については、具体的な手続を定めること。その際、募集要項  
8 等の関係書類等については、原則として公開するよう留意すること。また、想定  
9 した募集人員が集まらなかった際の扱いについても、応募した学生に不利益とな  
10 らないように、対応策を事前に協議すること。

11 次に、学生の在籍関係については、我が国の大学及び相手大学の両方に同時に  
12 在籍する期間が存在する場合は、学生に対する責任等につき遺漏がないよう適切  
13 に処理すること。あわせて、学生の学修及び生活面において、関係大学間で継続  
14 的に状況把握を行い十分な連絡・情報共有を心がけるとともに、学生が履修上の  
15 適切な指導を関係大学において受けることができ、心身ともに健康な学生生活を  
16 送ることができるための支援体制を整備するなど、継続的な学生支援体制を関係  
17 大学間において構築することに留意しつつ、学生が履修に失敗した場合の扱いに  
18 ついても事前に協議すること。また、複数の大学に在籍することに伴って生じる  
19 授業料等の取扱いにつき、学生の便益に配慮するとともに、双方の大学の学生間  
20 で公平が図られるよう留意すること。また、全体を通じて適切な学習環境が確保  
21 されるよう、関係大学と十分検討すること。これらの措置を通じて、学生が国内  
22 と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減するとともに、学  
23 生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じ  
24 させることのないよう配慮すること。

25 なお、当該プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、いずれかの  
26 大学がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合にも、当該大  
27 学の責任の下に、関係当局に助言を求めるとともに、学生に対し、その授業科目  
28 を提供することができるようにするなど、あらかじめ、対処方針と必要な方策を  
29 定めておくこと。

#### 30 31 (7) 情報の公開

32 上記の留意点に関する各大学及び関係大学における方針及び検討結果や、当該  
33 プログラムの開始後における実施状況等については、質を対外的に保証し説明責  
34 任を果たす観点や、当該プログラムの詳細について予め学生が把握し、適切な判  
35 断や選択が可能となるよう、適切に公開するとともに、関係大学に対しても必要  
36 な情報の公開を適宜要請すること。

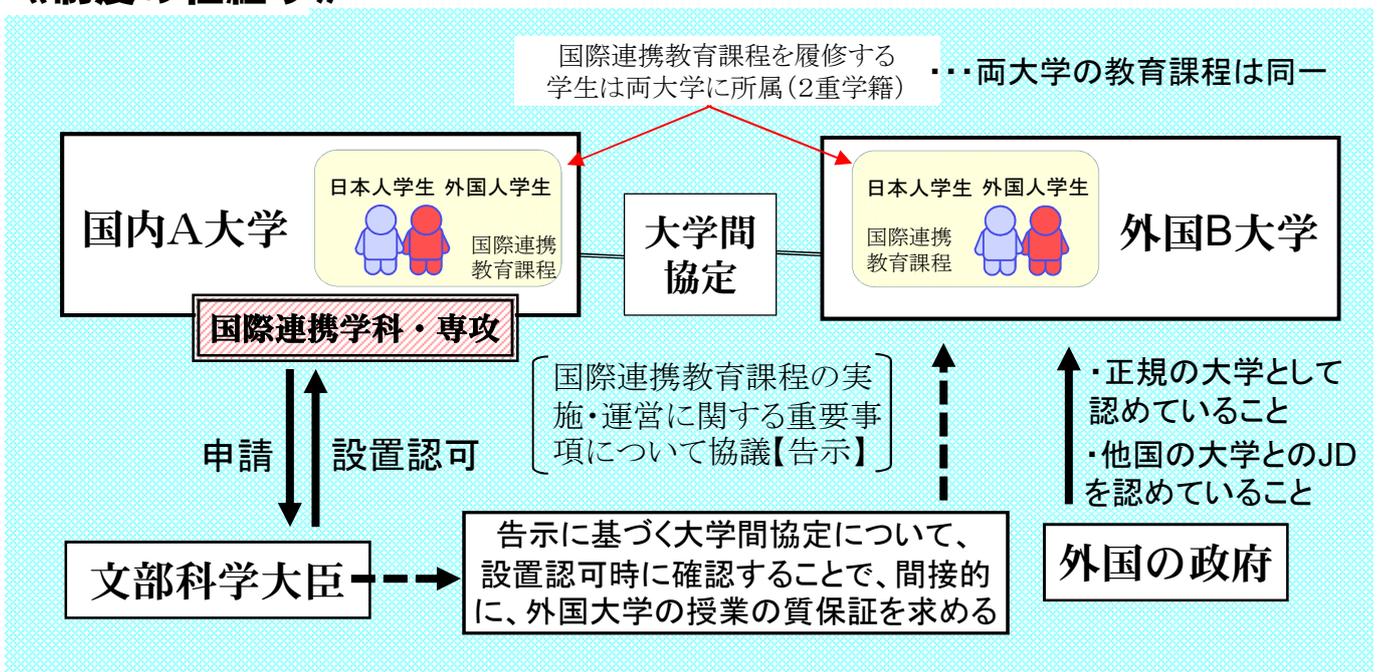
37 また、大学の取組や当該プログラムを選択した学生の学習成果が社会で広く理  
38 解されるよう、各大学において、教育的な効果について学生のみならず広く社会  
39 に対して伝えていくこと。

## 《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（\*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同実施科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

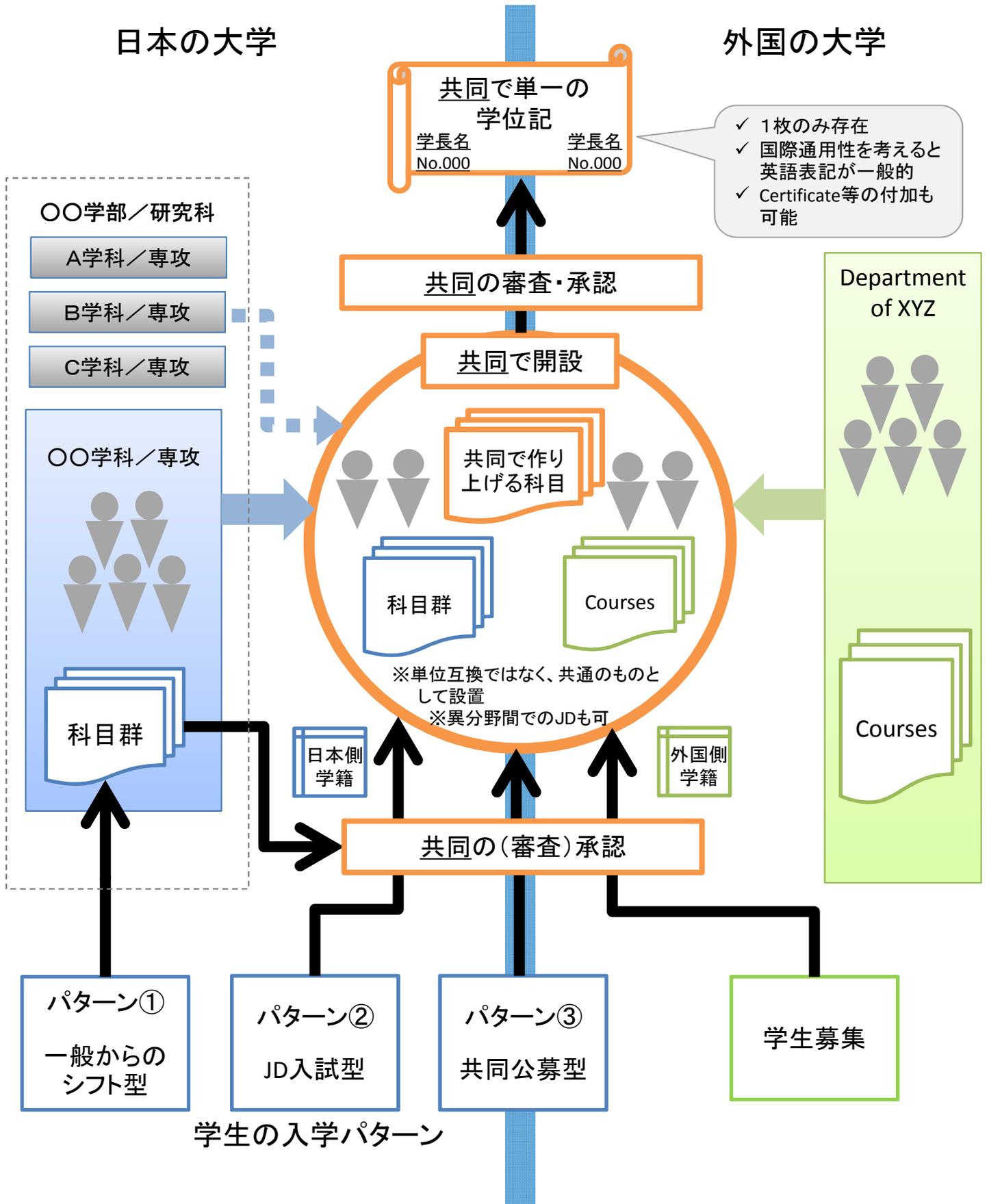
## 《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

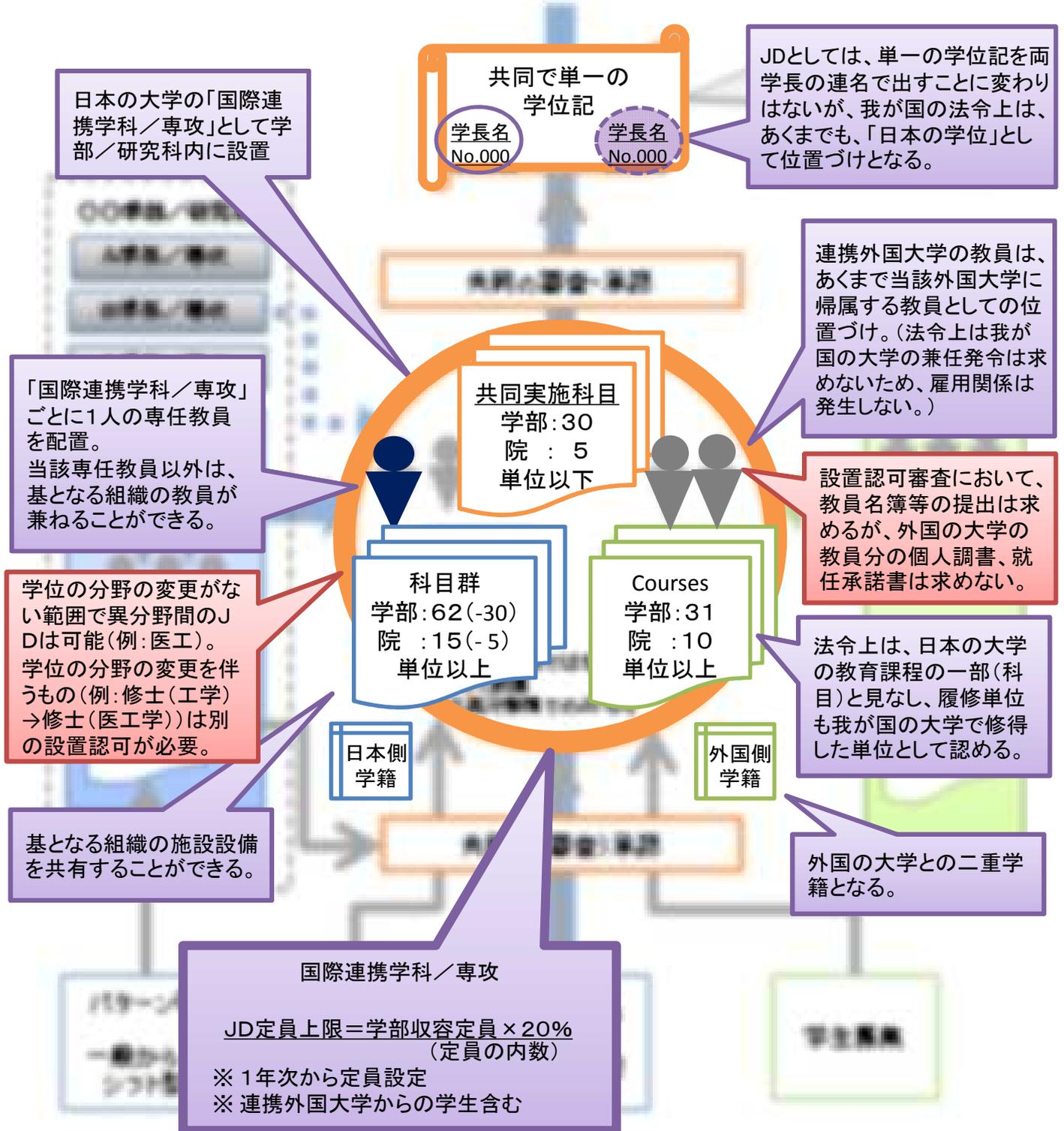
# JDの想定運用パターン

図解2



# JDの想定運用パターン(我が国の法令上の整理)

我が国の法令上の整理では、法の「属地主義」に基づき、我が国の法の支配が及ぶ部分しか規定できない。その意味で、我が国の法令上の整理は、JDの仕組みの一側面を投影したものとなる。そのため、JDの仕組み全体を映し出すためには、法令上の整理のみならず、施行通知やガイドライン等による提示が必要となる。

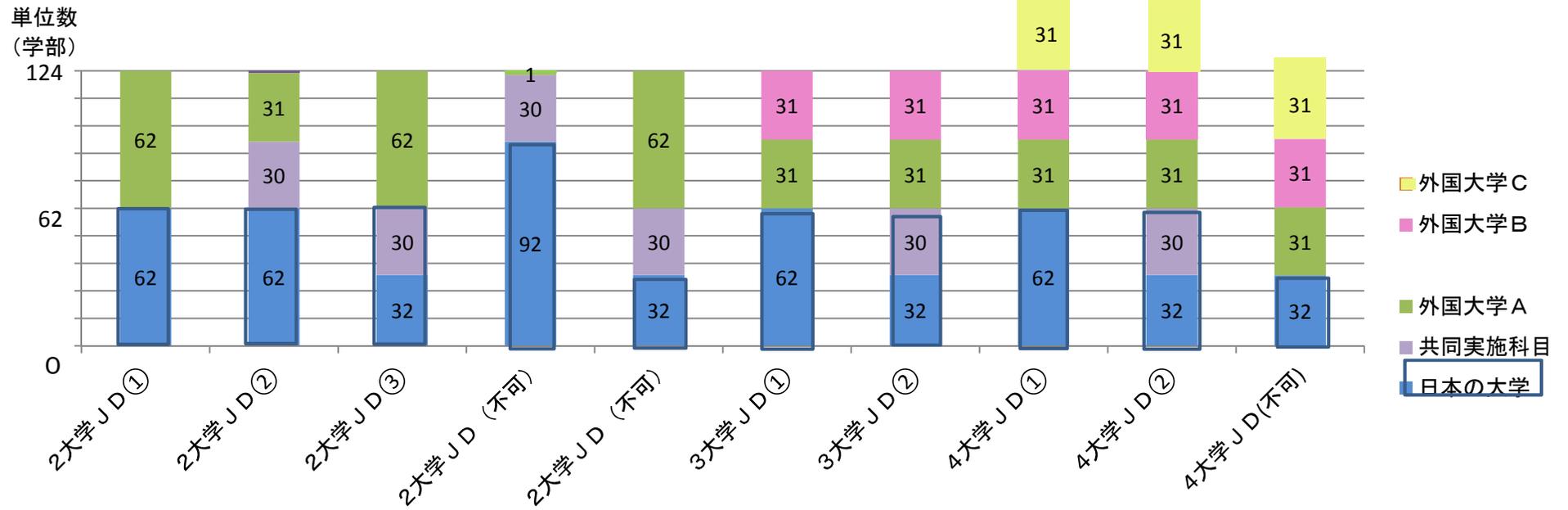


## JDにおいて取得すべき単位について（共同実施科目取扱い）

		卒業要件単位	JDの最低取得単位数		共同実施科目 【単位互換の半分】	単位互換数 (既修得単位と合計)	共同教育課程 の最低取得単 位数
			日本	各連携外国大学			
大学設置基準	一般	124単位以上	62単位以上	31単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	31単位以上
	医学・歯学	188単位以上	94単位以上	32単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	32単位以上
	薬学	186単位以上	93単位以上	31単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	31単位以上
	獣医学	182単位以上	91単位以上	31単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	31単位以上
短期大学設置基準	修業年限2年	62単位以上	31単位以上	10単位以上	15単位以下	30単位(45)以下	10単位以上
	修業年限3年	93単位以上	47単位以上	20単位以上	23単位以下	46単位(53)以下	20単位以上
	修業年限3年夜間	62単位以上	31単位以上	10単位以上	15単位以下	30単位(45)以下	10単位以上
大学院設置基準		30単位以上	15単位以上	10単位以上	5単位以下	10単位(20)以下	10単位以上
専門職大学院設置 基準	一般	30単位以上	15単位以上	10単位以上	7単位以下	15単位(15)以下	10単位以上
	教職大学院	45単位以上	23単位以上	12単位以上	45単位の1/4以下	45単位の1/2(同)以下	7単位以上

複数大学によるJD設置のパターン

図解4



A大学ロゴ

B大学ロゴ

JD学位記の  
イメージ例①

## 学位記

(「学位記」に相当する語がある  
場合は記入)

A大学及びB大学の間でX年X月X日に  
締結された協定に基づく  
国際土木工学専攻の修士課程を修了したので、  
修士（工学）の学位を以下の者に授与する

Having regard to the completion of MASTER COURSE in  
International Civil Engineering based upon  
the Memorandum of Agreement of date, year,  
between A University and B University,  
THE DEGREE of MASTER of SCIENCE  
in ENGINEERING  
is conferred  
To

氏名

NAME /SURNAME

出生都市、国名

Born in “City”, “Country”

生年月日

On date

学位授与の大学、日付

Awarded in “University” on date, year

A “University name”  
President (学長氏名)

【学長サイン】

学位番号  
Diploma Num

B “University name”  
President (学長氏名)

【学長サイン】

学位番号  
Diploma Num

A大学ロゴ

B大学ロゴ

JD学位記の  
イメージ例②

A大学及びB大学は、  
A University and B University,

A大学及びB大学の間でX年X月X日に締結された協定に鑑み、  
Having regard to the Memorandum of Agreement of date,  
year, between A University and B University,

修士（工学）の学位を以下の者に授与する  
Admit THE DEGREE of  
MASTER of SCIENCE in ENGINEERING  
To

氏名

NAME /SURNAME

出生都市、国名

Born in “City”, “Country”

生年月日

On date

学位授与の大学、日付

Awarded in “University” on date, year

A “University name”  
President (学長氏名)

【学長サイン】

学位番号

Diploma Num

B “University name”  
President (学長氏名)

【学長サイン】

学位番号

Diploma Num

諸外国のJDに関する扱い(国際共同学位に関する主要国への調査結果について)

参考資料2

調査項目		英国	フランス	ドイツ	イタリア	米国	豪州	韓国
法令上の位置づけ	○国際JDの授与は、法令上認められているか。	法令上認められている。 「1992年継続・高等教育法(2004年改訂)」により学位授与権限が付与されている全ての大学及び学位授与機関は、JD授与を制限されていないが、chartered universities(すなわち、1992年以前から存在しているもの)については、自校の規程によりJDが授与できない場合もある。(こうした規程を改正した機関もある)	法令上認められている。(国際的パートナーシップにおける学位授与に関する2005年450号5月1日の省令第2条、第4条)	各州法によって、DD・JDを含む国際的な学修課程の開設を認める規定が存在する。そうでない場合は、大学の学修・試験規則で定められている場合もある。	法令上認められている。(2004年省令第270号第3条第10項) 「イタリアの大学は、適切な協定に基づき、本条に規定する学位をイタリアの他大学又は外国の大学と共同で授与することができる」	国内JD授与を規制する合衆国レベルの法令はない。国内JDの授与の決定は一般的に、州レベルでの法令・政策はあるかもしれないが、各大学独自でなされている。	認められている。	法令上認められている。(「国内大学と外国大学との教育課程共同運営に関する規定」第7条2項)教育課程共同運営にともなう学位授与に関する事項は高等教育法第35条及び第50条の規定を適用する。ただし、外国大学と教育課程共同運営のために必要な場合国内大学と外国大学との共同名の学位を授けられる。
	○コンソーシアム型JDの授与は、法令上認められているか。	認められている。	認められている。(例えば、エラスムス・ムンドゥス・ヨーロッパ規則)	当該形態の学位は、ドイツでは提供されていないと承知している。	同上。	同上。	豪州の高等教育の質・保証システムに適合すると判断されれば、個別に認められる。	具体的な規定はないものの、高等教育法の解釈により可能となっている。
共同プログラムの質保証	○国際JDの授与に際して、海外大学が提供するプログラムの質保証をどのようにして担保しているか。	自大学で質保証を実施。提供するプログラムの質や学位については、高等教育質保証機構(QAA)による評価によってその質が担保される。専門職能団体や資格認定団体、監査機関が該当プログラムの認可を行うこともある。	学位プログラムは政府によって認証を受けていることが必要であり、外国のパートナー機関についても、その母国において適切に認証されていることが必要である。もっとも、大学は広範なオートノミーを有しており、いったんアクレディテーションを受ければ、あとは自由に行うことができる。なお、4～5年ごとの事後評価において、共同プログラムについても評価を受けることになる。ARES(研究・高等教育評価機構)において、JDプログラムの質を評価している。	DD・JDプログラムも認証評価機関によるアクレディテーション(有効期限7年)を受け義務あり。特に、DD、JDプログラムについてはアクレディテーションの特例が定められている。	評価スキームはない。2004年省令270号では共同で学位授与することができるのは外国の「大学」とであり、各国で正規に設置された大学であることをもってプログラムへの信頼性を担保している。なお、JD又はDDの授与についての詳細は各大学の学則で規定することとしており、各国の国内法の差異を考慮してどのように学位を授与するか、その手続きを大学間協定で明確に規定しておく必要があるとされる。	質保証の方法はプログラム及び関与する大学によって異なる。一般的には、海外の大学が提供するプログラムの質保証は米国の大学と海外の連携大学との関係に一部ゆだねられている。	国際JDは「豪州の大学」の学位とはみなされないため、教育評価の結果による。また、豪州の教育機関は豪州の規制に従う。海外の大学と協定を結ぶ際には、その国の質保証や認定制度の規制に従うことになる。	大学間協定に基づくものであり、政府が実施する質保証制度はない。
ジョイント・ディグリーの有効性	○国際JD(自国の大学を含む場合)は、国内で有効な学位として認められるか。		フランスの学位に関わる限り、認められる。	上記項目の回答を参照。	認められる。	法令上の規定はない。実際には、雇業者、医薬などのライセンサー、大学などが独自に学位の有効性を判断することになる。なお、学位の有効性を判断するだけの経験や知見がない場合には、学位の有効性を判断する(民間による)サービス提供機関があり、右機関は国際JDやDDの評価レポートを発行しており、最近活用されるようになりつつある。また、各種のアクレディテーション機関も、国際JDやDDを評価の対象とするようになってきている。	有効な学位として認められる。	有効な学位として認定する。
	○国際JD(自国の大学を含まない場合)は国内で有効な学位として認められるか。	国際JDを提供する大学の所在国において、当該国際JDが学位として認められているのであれば、イギリス国内でも有効な学位として認められる。	ヨーロッパのアクレディテーションを受けているエラスムス・ムンドゥスのようなプログラムについては、自動的に有効なものとして認められる。ただし、一般的には有効性が認められるかどうかは、大学や雇業者の判断に委ねられている。フランスにはERIC-NARICセンターがあり、学生や大学、雇業者に対して他国で取得した学位のレベルの情報を提供している。	上記項目の回答を参照。	各国の正規の大学が授与した有効な学位であれば、認められる。		「豪州の大学の学位」とはみなされないため、教育評価の結果による。	有効な学位として認定する。

審査体制	○DD及びJDについて、それぞれ学位論文の審査体制はどのようになっているか	各大学によって異なる。	DD及びJDの学位論文審査体制に特に違いはない。各学位の審査・評価は各大学において決められる。	大学やプログラムごとに異なる(各週の法律の規定や大学の規則の相違)。	一般に、合同で行われる(教員がネットを通じてオンラインで審査に参加するケース等もある)。	大学やプログラムごとに異なる。	各大学の判断による。	各大学ごとに異なる。
他国での履修要件	○国際JDの場合、他の構成大学において一定期間履修(若しくは一定の単位を修得)する必要があるか。	各大学によって異なる。	法的制約はない。ポイントはプログラム構築の設計にある。	N/A	一般的に、どの構成大学も、自校に通わずに一度も顔を合わせたことのない学生に学位をだすことには抵抗があるが、教員の交換だけを行い、一方の大学のみでの履修で学位を授与するケースもあるなど、大学やプログラムにより考え方は異なる。	大学やプログラムごとに異なる。	高等教育質・基準機構(The Tertiary Education Quality and Standards Agency)及び豪州教育資格枠組み(AQF)が示す基準を満たしている限り、各大学が自ら決定権限を有する。	具体的な規制なし。
コンソーシアム型・ジョイント・ディグリー	○コンソーシアム型JDの授与に際して、多数の大学の質保証をどのようにして担保しているか。  ○多数の大学(例えば、10大学、15大学)による国際JDプログラムの場合、学生が実質的に教育研究上の関係を有しない大学も学位授与に加わることになるが、このようなケースにも学位授与を認めるのはなぜか。  ○コンソーシアム型JDの場合、学位論文の審査体制(実施場所、審査会の構成員)はどのようになっているか。	それぞれのコンソーシアム型JDに参加する大学が責任をもってその質を保証することが求められ、提供するプログラムの質や学位授与の状況等については、英国の大学が含まれる場合にはQAAIによる教育評価活動により評価されることによって、その質が担保されている。学位論文の審査体制については、コンソーシアム型JDごとに異なる。	学位プログラムは政府によって認証を受けていることが必要であり、外国のパートナー機関についても、その母国において適切に認証されていることが必要である。もっとも、大学は広範なオートミエを有しており、いったんアクレディテーションを受ければ、あとは自由に行うことができる。なお、4～5年ごとの事後評価において、共同プログラムについても評価を受けることになる。  政府は、大学が低質又は疑問のある大学とパートナーシップを結ぶことはないことを確信している。  コンソーシアム型の場合でも、より多くの外国の教員が関与しており、学位の表記が異なるということを除けば、通常の場合と異なる点はない。評価は各大学で決められることになる。	ドイツでは該当なし。  ドイツでは該当なし。  ドイツでは該当なし。	評価スキームはない。2004年省令270号では共同で学位授与することができるのは外国の「大学」と、であり、各国で正規に設置された大学であることをもってプログラムへの信頼性を担保している。なお、JD又はDDの授与についての詳細は各大学の学則で規定することとしており、各国の国内法の差異を考慮してどのように学位を授与するか、その手続きを大学間協定で明確に規定しておく必要があるとされる。  正規の大学がコンソーシアムを組み、事前にプログラムを検討・決定して実施している以上、問題はない。  一般的には合同で行われる。(ネットを通じてオンラインで審査に参加するケースもある)	奨学金の対象にするかどうかという観点では、アメリカの大学がアクレディテーションを受けていること、海外の大学は各母国の権限ある機関によってアクレディテーションを受けていることが求められる。  把握していない。	国際学位であれば、豪州の法律には規定されておらず、教育評価の結果による。  同上。	政府は特に担保しない。大学の自律的判断を認めている。  N/A  各大学ごとに異なる。
予算措置等	○国際DD、国際JDを推進するような政策(予算措置、制度etc)はあるか。	各高等教育機関は、エラスムス・ムンドゥスなどのプログラムに自律的に参加している。	二国間あるいは欧州連合の枠組みでの大学間協力に対する財政的な援助及び奨学金の提供。	ドイツ学術交流会(DAAD)による助成 ・エラスムス・ムンドゥスによる助成 ・財団等による助成 等	海外教員の受入れや大学間協定の交渉開始については、特別予算が組まれている。2012年の大学通常予算は70億8千万ユーロで、150万ユーロが海外の教授等を採用する際の補助に、300万ユーロが大学の国際化をサービス教育研究の特別なイニシアティブの補助に充てられている。	ない。ただし、大学間連携や単位互換を推進するような4つのgrant programを支援しており、結果的にJD/DDにつながるものと考えている。	ない。	ない。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内における批判的見解等</p>	<p>○国際DD、国際JDに対して否定的・批判的な見解はあるか。ある場合、どのような意見か。</p>	<p>英国においては、学位の授与はそれぞれの大学が責任を持って行うことが基本であるという考え方が基本。DDについては、より多くの科目履修が必要となり、大学間の移動を伴うことから、時間、費用の面でコストを強いることになるのが懸念される。JDについては、大学間で共同して質を担保していくことが必要であり、それぞれの国の基準を両方満たしていることが必要となるので、一部のメディカルプログラムや音楽プログラムなどのコストがかかり教員の確保が難しいプログラムを除けば、ニーズはあまりないのではないかと。英国の大学が国際DDや国際JDに参加することは、結果として、英国の大学のリソース(教員のワークロード、費用)等を他国の大学に分配することにもつながりかねないことについて憂慮する声がある。他国の大学については十分な情報がないため、国際的に評価の高い大学との連携でなければ、あまり評価されないのではないかと。</p>	<p>批判は若干あり、主にはプログラムで用いられている言語についてである。ただし、批判よりも、財政的問題や言語の問題など、実際に立ち上げに際しての課題の方が大きな問題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修生を雇用する企業側に複数の学位を求める需要があるか</li> <li>・複数分野の学位を同時に学ぶのではなく、学生は特定の専攻分野に集中したいのではないかと</li> <li>・アメリカの大学は複数学位にほとんど関心がない。大学自身に利益がない上、コストが高くつく。</li> <li>・学生、教員にとって極めて費用がかかり、ハードルが高い。費用対効果が適切か。</li> <li>・JDは広範囲な国際化というよりは、限られた極めて高い資格を備えた学生集団にのみ属するもの。</li> </ul>	<p>イタリアの場合、大学の学位は基本的に学術学位であり、医師や建築士等の職業資格を得るためには別途国家試験を受験する必要があるが、他国では大学の学位が学術学位かつ職業学位でもある国もあり、学位の性格が異なることから特にJDの場合には問題が生じる。これが整理できずに結局JDをあきらめDDとしたようなケースもあり、関係者の中には苦勞してJDプログラムを創設する必要はあるのか、DDで十分ではないかというような意見も聞かれる。大臣や政治家は大学の国際化を認みJDの推進に熱心だが、担当者レベルでは、JDは両学長のサインを取るための事務の繁雑さや教員交流の難しさなどから人気がなくなりつつあるという見方もある。政府が本気でJDを進めたいのであれば、省令の解釈に頼るのではなく法律でしっかりJDを明記すべきではないのか、そういった措置も執らずに本気で推進を考えているのか、という厳しい批判もある。</p>	<p>JDが盛んになってきたのは最近であり、米国ではまだ新しい現象である。関心は多く示されているが、実際には、多くの不明点や課題がある。</p>	<p>ない。ただし、国際JD・DDは比較的新しい問題であり、継続するためにはかなりの水準の学問的、行政的関与が必要。</p>	<p>未だ現在の運営が未整備な状況にあること。</p>
---	--	--	---	---	---	--	--	-----------------------------

## ジョイント・ディグリーに関する各種提言

## 「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」(平成23年1月19日中央教育審議会大学分科会)(抜粋)

## II 大学分科会の審議経過の概要

## 1. 教育の質の保証・向上について

## (3) 大学教育のグローバル化に関する課題 ② 海外の大学とのダブル・ディグリー等の対応

海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関し、以下の(ア)～(ウ)の課題について、順次、具体化することが必要である。

(検討すべき課題)

(イ) ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・ディグリー(複数大学が連携で学位記を授与)が可能となるような制度的な対応の検討。

(検討事項例)

- ・ 大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在り方
- ・ 教育課程、単位、学位等に関する取扱い

(今後の課題)

海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関し、「検討すべき課題」について、順次、具体化することが必要である。

なお、これらの取組に関する各大学における状況の把握と、その積極的な国際発信を通じて、教育連携の質保証に関する国際的な枠組みの作成に貢献していくことも期待される。

## 「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

## 基本施策 16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

## 【主な取組】 16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

- ・ グローバル社会に対応するため、我が国の大学等の徹底した国際化を広く促進し、国際通用性の向上を図る。特に、国際通用性の高い教育組織・環境を備え、国際競争力を有する拠点大学を形成するため、英語での授業の実施、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用などに取り組み大学への重点的な支援を行う。また、国際化や多様な体験活動の促進に資する秋季入学について、各大学における検討状況を踏まえた環境整備に係る支援を行う。さらに、海外大学との共同プログラムの構築等の多様な連携を促進する。

## 「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日教育再生実行会議)(抜粋)

## 1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。

また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められています。そのため、国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

## ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。

- 日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質・量ともに充実したりできるよう、国は、海外のトップクラスの大学の教育ユニット(教育プログラム、教員等)の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリー<sup>1</sup>の提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。

第7期中央教育審議会大学分科会  
大学のグローバル化に関するワーキング・グループ 審議経過

第1回 平成25年7月17日(水)

- 議題：1. 主査の選任等について  
2. 大学のグローバル化の在り方について 等

第2回 平成25年8月29日(木)

- 議題：大学のグローバル化の在り方について  
・大学からのヒアリング（東京医科歯科大学、立命館大学）  
・ジョイント・ディグリーについて 等

第3回 平成25年10月18日(金)

- 議題：大学のグローバル化の在り方について  
・大学からのヒアリング（芝浦工業大学）  
・ジョイント・ディグリーについて 等

第4回 平成25年11月14日(木)

- 議題：大学のグローバル化の在り方について  
・大学からのヒアリング（工学院大学、九州工業大学）  
・ジョイント・ディグリーについて 等

第5回 平成25年12月17日(火)

- 議題：大学のグローバル化の在り方について  
・大学からのヒアリング（名古屋大学、同志社大学）  
・ジョイント・ディグリーについて 等

第6回 平成26年2月3日(月)

- 議題：大学のグローバル化の在り方について  
・大学のグローバル化の促進に向けた課題・方向性について 等

第7回 平成26年4月9日(水)

- 議題：大学のグローバル化の在り方について  
・ジョイント・ディグリーについて 等

**第7期中央教育審議会大学分科会**  
**大学のグローバル化に関するワーキング・グループ委員**

委員：平成25年2月15日発令

臨時委員：平成25年4月4日発令

専門委員：平成25年6月3日発令

◎主査, ○主査代理

(委員) 1名

長尾 ひろみ 公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長

(臨時委員) 1名

勝 悦子 明治大学副学長

(専門委員) 13名

市村 泰男 一般社団法人日本貿易会常務理事、特定非営利活動  
法人国際社会貢献センター理事長、独立行政法人日本貿易振興機構監事

井上 洋 一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長

内田 勝一 早稲田大学常任理事, 国際学術院教授

江川 雅子 東京大学理事

大野 高裕 早稲田大学教務部長, 理工学術院教授

榊 佳之 前豊橋技術科学大学学長, 東京大学名誉教授

○ 島田 精一 日本ユニシス株式会社特別顧問

白石 隆 政策研究大学院大学学長

新宅 正明 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本副理事長, 株式会社ファーストリテイリング社外取締役, 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモアドバイザー・ボードメンバー, クックパッド株式会社社外取締役, 虎ノ門企画合同会社 代表社員

◎ 二宮 皓 比治山大学・比治山短期大学部学長

堀井 秀之 東京大学大学院工学系研究科教授

米澤 彰純 名古屋大学大学院国際開発研究科准教授

吉川 裕美子 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授

計 15名

